

新潟市告示第 5 6 8 号

### 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
県道	白根黒埼線	新潟市南区上浦 2002 番 5 地先から 新潟市南区上浦 501 番 3 地先まで	前	6.0 ~ 6.0	398.8
			後	5.0 ~ 7.1	397.0